

Title	大津事件に就ての一観察(一)
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.2 (1927. 5) ,p.58(210)- 58(210)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0058">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0058</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 大津事件に就ての一觀察(一)

露國皇太子大津にて我が巡查津田三藏の狂刃に傷つきし時、夫子（菅實秀）いたく驚き給ひ、我が國にかゝる狂人を出せしか、さてく愚人ほどおそろしきはなきぞ、露國年來我が國をねらひ居るに、我より覺を啓きしは返すく残念なり、是こそ國家の一大事、危急存亡の秋といふものなれ、彼より問罪の帥を起し來ては、低頭平身して罪を謝するの外策なからん、今の時に處するに、陛下速かに御わび旁々御見舞に行幸ありて十分の謝意を盡させたれ、時宜によらば御同船にて本國までも送らせ給ふより外あるべからず、然に於て既に禮を盡すも、彼受け容れず猶ほ責め來らば、曲直甚だ分明なり、我が國民決して負けては居らず、舉國一致せば大國恐るゝに足らず、陛下行幸なりがたくばせめては、皇太子殿下各大臣相揃ひ自ら罪を引き受け謝罪すべし。

殊に總理大臣警視總監等は罪遁れ難し、されど今の大臣此の決心ありや、否や、甚だ案思らるゝぞと、嘆息し給ひき。（この時小子（黒崎與八郎）右の旨を早くも大臣に知らせては如何と問ひ奉りしに、いやく分らぬ者に物言ふは愚といふものなりとて許し給はざりき）。